

# 「市民手づくり」の自治基本条例(案) がまとまりました!

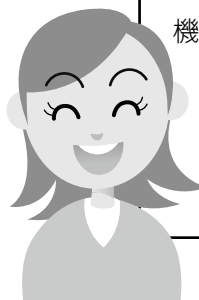
～ 条例案へのご意見を募集します ～

市民活動支援課まちづくり推進係 ☎(63)2240

平成21年11月から『鹿沼市自治基本条例を考える会』が進めてきた、「鹿沼市自治基本条例案」がまとまりました。

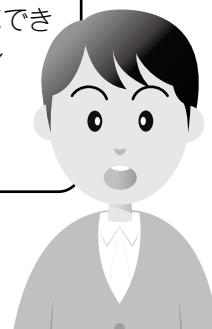


1・9 高校生や中学生からも意見をいただきました。 2・3・4・6 市民のみなさんとの意見交換会 5 市長への中間報告 7 リーバスでもPR!  
8 鹿沼ケーブルテレビでPR番組を放映



子どものころから地域の交流  
機会を持つことが、将来のまちづ  
くりにつながる。  
市民から市へ、アイデアを提  
案できるしくみや、地域の意見  
交換の場があるとよいです。

いざというときに対応でき  
る自治や地域コミュニティ  
のあり方が重要。地域の  
きずなが大切です。



市民のみなさんからの  
意見

いいねえ  
自治のまち  
鹿沼

鹿沼市自治基本条例を考える会

## 自治基本条例とは？

市民と市と議会が、市民自治と協働のまちづくりを行うために、それぞれの役割を明確にするルールです。

## 条例づくりのポイント？

- ① 理念条例として、考え方を絞って条文化しました。
- ② 多くの市民の意見を反映した条例にするため、26回の意見交換会を開催しました。
- ③ 親しみやすい「です・ます」調にしました。文言は、厳格性を担保するため、法令用語で整理しました。
- ④ 地域特性や市民性を徹底討論しました。

## 条例の内容は？

1 この条例が市の「最高規範」まちづくりの基本的な考え方を示すものとし、また。

2 基本理念は、「市民自治」と「協働のまちづくり」

市民と市、議会の連携、

地域コミュニティや自治会などのあり方を述べました。

## 3 緊急時における連携

東日本大震災を踏まえ、災害時の市民自治や地域コミュニティのあり方を述べました。

## 4 子どもの参加

将来の担い手として、子どもへの参加について述べました。

## 5 「市の役割」と「議会の役割」

市民への情報の出し方、市職員との関わりなどについて述べました。議会に関しては、議会基本条例と十分に連携を図りました。

## 6 「住民投票」

市民参加の一つの手法として記載しました。

## 条例ができたら…

それぞれの具体的な実行制度は、個別に仕組みづくりを進めていきます。

## 鹿沼市自治基本条例(案)

へのご意見を募集します！

市民活動支援課まちづくり推進係

☎ 63-2240

FAX 60-1001

パブリック・コメントを実施し、市民のみなさんからご意見をいただきます。その後、内容を調整し、議会の議決により制定されます。

実施期間

11月25日(金)～12月25日(日)

公表方法

① 市ホームページ

② まちづくり推進係での閲覧

③ 各コミュニティセンター、市政情報コーナーでの閲覧

提出方法

① 郵送

〒322-8600-1

今宮町1-6000-1

② FAXでまちづくり推進係へ

③ まちづくり推進係(市役所新館2階)へ書面で提出

④ 市ホームページの専用フォームから送信

鹿沼のまちは

安心

安全

夢



市民

市

議会

市民・議会・市が  
つながります!